

## 令和3年度情報管理業務に関する事業計画書 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を確実かつ効率的に実施している。

### I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の安定運用及び更なる効率化を着実に実施するとともに、制度の中心的役割を担い、ステークホルダーへ質の高いサービスを提供していくことを通じて、循環型社会実現に向けて貢献していくことを基本方針としている。この基本方針の下、ステークホルダーからの信頼を更に高いものとして成長軌道を歩み、循環型社会の実現への貢献を更に強めるべく事業を推進する。

情報管理センターは、令和3年度においても法第115条に規定された情報管理業務を行う。具体的には、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等、自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等、書面利用移動報告事業、書類等交付事業、移動報告事項送信事業を確実かつ効率的に実施する。

さらに、令和3年度は、移動報告情報を積極的に活用した適正処理の促進及び理解普及活動を行う。また、令和3年10月に予定する次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始及び令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組みを着実に推進するとともに、国が検討を進める解体インセンティブ制度の実現に向けた取組みへ積極的に貢献していく。

### II 事業内容

令和3年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。

主な実施内容は以下のとおり。

##### (1) 電子マニフェストシステムの改善

令和3年度においては、令和2年度に実施した業者ヒアリングにより把握した改善要望をもとに、解体工程及び破碎工程の機能改善を実施し、関連事業者の更なる利便性の向上を図る。

(2) 移動報告情報の積極的な活用をもとにした適正化対策の実施

電子マニフェストシステムから得られる移動報告情報の適切な見える化を推進するとともに、データの分析を深め、移動報告が長期間実施されていない等の諸課題について、関連団体及び地方公共団体と連携し、更なる適正化に向けた改善を図る。

2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、更なる品質の向上と業務の効率化を目的として、二輪車リサイクルコールセンターの統合運用を開始するとともに、紙媒体で行われる各種申請手続きについて、電子データによる業務取り回しを実現しデジタル化を推進する。また、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等の最新技術を活用しスマートコンタクトセンターを構築すべく、令和3年10月に予定しているサービス開始に向けて万全の準備を行う。

3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行する。

4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法へ送信する。

6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造における業務面及びシステム面の入札要件骨子の策定などを実施する。

情報管理業務としては、令和2年度に実施した関連団体及び関連事業者等へのヒアリング要望をもとに構想している関連事業者が行うリサイクル作業の適正性・安全性担保等を実現すべく、要件の取りまとめを行う。

7. 解体インセンティブ制度の実現に向けた取組み

国が主体となって検討を進める解体インセンティブ制度の実現に向け、現状把握や課題整理等を行い、関係者による協議が円滑に進むよう国を支援するとともに、特に運用面やシステム面の詳細検討においては、積極的に支援し、制度実現に向けた取組みへ貢献する。

以上